

目次

D II 8-CR-3rd-2-★特別抗告20211213.....	2
------------------------------------	---

特別抗告申立書兼趣意書 D II 8

令和 3 年 12 月 13 日

最高裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地方検察庁検察官検事の寺田泰成、を公務員職権濫用罪等で告訴(前橋地検 R3 検 60)したところ、前橋地方検察庁検察官検事の上村正から、令和 3 年 2 月 26 日付で不起訴処分(11 号証)を受けた。

これについて、令和 3 年 3 月 2 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 3)、令和 3 年 10 月 7 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生らに棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 10 月 13 日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 729)、令和 3 年 12 月 8 日付で東京高等裁判所第 8 刑事部の、近藤宏子、足立勉、三上孝浩らに棄却された。

しかしながら本決定も、訴えた嫌疑の理由(合理的根拠)になっていない。

本決定もまた、典型的な組織的隠蔽であり、居直り強盗的な世紀の亡国裁判である。

かような裁判は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、当然に無効である。(無効の過度自明性)

このように、本件は下記①～③の全てに該当しており、また、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法 419 条または同 433 条に基き、特別抗告を申し立てる。

①刑事訴訟法 405 条一項の「憲法の違反」である。

②刑事訴訟法 406 条の「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」である。

③刑事訴訟法 411 条の「一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反」であり、「三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認」であり、「原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」。

第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 729 号

主文

本件抗告を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「(中略)(一審の)判断に不合理な点はない。(中略)(申立人の)論旨は理由がない。

よって、刑訴法 426 条 1 項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。」としている。
しかしながら、上記下線部分は虚偽である。 事実として、本決定には心証の理由が一つも無い。
理由も無く否定している。 裁判として有り得ない論理矛盾であり、故意の事実の否定である。

■ 当り前の訴えを根拠無く無視し、抗議しても尚も認めない狂気!!!

犯罪の隠蔽は当然に犯罪であり、当然に公務員職権濫用罪である
全事件とも脅迫の隠蔽であり、その証拠に、理由になっていない(片手落ち、不合理)と摘示している。
しかし当該決定のみならず、全機関とも常に、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視している。
言い換えると、法を破って隠蔽している。 常に「それはさて置き方式」のルール違反である。
★訴えの無視と不合理を判定しなければ何も始まらないことは、誰にも自明過ぎるのにである。
このように当り前のことを無視する無法では、いかなる犯罪も隠蔽される。
裁判とは訴えの合理性の判定であるから、原決定は裁判とは呼べず、少なくとも、私の裁判ではない。
言い換えると、当り前の蓋然性(予見可能性)を無視しているのだから、当然に結果回避義務違反である。

当り前のこととは

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| ① <u>隠蔽する職権など誰にも無い点</u> | 公知 |
| ② <u>職権行使の合理性が常に不可欠である点</u> | 公知 |
| ③ <u>甚だしい訴えの無視は、手続的に当然無効である点</u> | 実質的に |
| ④ <u>甚だしい合理的根拠の欠如は、手続的に当然無効である点</u> | 実質的に |
| ⑤ ★上記③と④の <u>いずれも欠いている点</u> | いずれかでも欠けば、 <u>正当業務行為ではない点</u> |
- 訴えた嫌疑に対する合理的根拠が無い。「不起訴裁定主文」では、実質的理由には、なり得ない。
- | | |
|---|----------|
| ⑥ ★★上記③と④の <u>いずれも、本来有り得ない致命的瑕疵である点</u> | 無効の過度自明性 |
|---|----------|

無効の過度自明性は無法社会の陰謀(呪い)の証左である

合理的根拠の欠如を訴えているのに、50 以上の全裁判とも、それを検証したことが無い欺瞞と狂気。
★訴えの無視も不合理も其々が致命的瑕疵なのに、ましてその両方なのだから、その手続的無効性は誰にもあまりにも自明過ぎるが故に、本来は直ぐに摘発されてしまうから、有り得ない所為である。
★この手続的無効の過度自明性(本来有り得ない点)は、むろん、無法社会の陰謀の証左である。
その無効性は控訴審が最も顕著であり、「理由は基本的に一審通り」とは、狂気の論理矛盾である。
★また、こうした一審二審の無視の狂気は、最高裁による問答無用の門前払いが、予定された段取り、つまり当該三審の共謀による無法国家の陰謀の総仕上げ、であることを確信させる。
要するに、圧倒的多数(包囲網)の暴力によって、皆で社会的妥当性を歪めて私限りの無法社会を造り出し、未来永劫、私の訴えを無視し続ける社会的迫害である。 言わば、猿芝居の国家的上演。
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。
その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも英語で公開している。

A 規定の申立事由に該当する

纏めると、原決定が、当該不起訴処分を合理的と判定した点は、無根ないし論理矛盾であり、理由不備であり、不合理が甚だしく、不公正な、当然無効な決定なので、実質的に、裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(刑訴法 405 条 1 号)なので、特別抗告申立理由に当る。

他方で、原被告訴人の甚だしい信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(刑訴法 318 条)違反が多数有り、法令の解釈に関する重要な事項(刑訴法 406 条)であり、決定に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認(刑訴法 411 条)かつ違法なので、特別抗告申立理由に当る。

B 規定の申立事由に関らず、終審裁判所が無視できない司法拒絶である

終審裁判所(憲法 81 条)の使命には、本件のような場合の事実審の補完も含まれている。

加えて、1 裁判所としての事案解明責任も有る。

そもそも最高裁がこのように事由を限定している趣旨は、対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定のおおむね公正が前提である。 然るに本件は、その前提が未充足である。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。(100%の予見可能性)

また、全犯罪は事実誤認によって隠蔽できる。 隠蔽を無視すれば無法国家である。

★それは絶対に回避すべき事態であるから、事実審の共謀による実質的な司法拒絶と裁判を受ける権利等の侵害を訴えている以上は、前例の有無に関わらず、内部牽制として特別の注意が必要である。

つまり、まず実質的な事実審未済の存否を判定する必要が有る。

なお当該裁判記録を見れば、私の訴え通りであることが容易に解る。

つまり、一審二審とも、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視していることが容易に解る。

もしも本件が本当に上告理由に当たらないのだとすれば、逆にそれは現行司法制度の瑕疵である。

実質的な司法拒絶への内部牽制機能が無いとすれば、司法の統括者である最高裁の責任である。

また、実質的な司法拒絶ないし隠蔽が摘発できないとすれば、国家としての制度瑕疵である。

つまるところ、規定の事由に当たると見做すか、あるいは、終審裁判所として取り上げるか、しか無い。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第 4 本申立の理由の説明

列挙した蓋然性に対する合理的根拠が無い。 具体的には、「罪とならず」と判断した理由が無い。

また繰り返すが、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明

★理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた点は、害意としか説明が付かない。

このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、不適正であり、手続妨害であり、人権侵害である。
犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。
制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は常に不可欠である。
ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上は、処分の正当性について説明責任を当然に負う。

★なお、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当然に、自由権的な権利性は有る。
具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯人の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。たとえ権利ではなくとも、法律上保護される利益である。
一審のように、この人権性を否定するなら、捜査機関の組織的隠蔽は摘発不可能である。

●全機関とも無視して来た点● 抗告申立書 3 頁ほか

実質的不起訴理由を開示しようとしないう以上、正確に摘示することもできないが、少なくとも、毎回「原事件の核心」に列挙して来た、不可欠の判定要素のいずれかを無視している。

村人の石井恵子の 3 度の留守宅内侵入については、既に崩壊済みの私との人間関係や、留守宅内侵入が、普通は決してやらない世界普遍的な不法行為である点を無視したと思われる。

因みに、我が留守宅に施錠していなかったのは、鍵を紛失していた為である。

群馬県警沼田警察署の組織的隠蔽については、既に崩壊済みの私との人間関係を無視した点や、
「非常識は犯罪ではない」との狂気の論理矛盾発言や、「私達そうゆう担当じゃないから署に出向いて刑事課に出せ」との告訴状受理拒否発言などが示唆する、当り前の法令違反を無視したと思われる。

以上